

クレーン等の運転及び玉掛けの資格

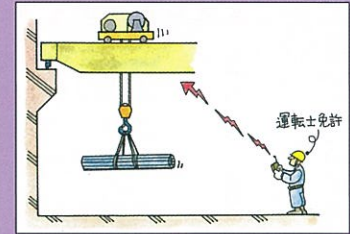
1. クレーンの運転資格

【クレーンの種類の代表例】天井クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、アンローダ、ケーブルクレーン、テルハ、スタッカークレーン

クレーンの つり上げ荷重	クレーンの種類	運転者の資格	根拠条文
5t以上	クレーン (無線操作式(図1)を含む)	クレーン・デリック運転士免許を受けた者	ク則-22 ク則-224-4
	床上運転式クレーン (図2)	床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許を受けた者	
	床上操作式クレーン (図3)	床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	
5t未満	跨線テルハ	クレーンの運転の業務に係る特別の教育を修了した者	ク則-21
5t未満	上記全種類のクレーン	クレーンの運転の業務に係る特別の教育を修了した者	ク則-21

図1【無線操作式クレーン】

つり上げ荷重が5t以上の無線操作式クレーンの運転は、運転士免許が必要です。



2. 移動式クレーンの運転資格

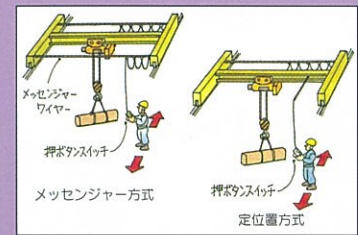
【移動式クレーンの種類の代表例】トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン、鉄道クレーン、浮きクレーン

移動式クレーンの つり上げ荷重	運転者の資格	根拠条文
5t以上	移動式クレーン運転士免許を受けた者	ク則-68
1t以上～5t未満	小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	
1t未満	移動式クレーンの運転の業務に係る特別の教育を修了した者	ク則-67

図2【床上運転式クレーン】

運転する者がクレーンの走行とともに移動するクレーン

(運転する者はクレーンの走行時は移動するが横行時は移動しない)



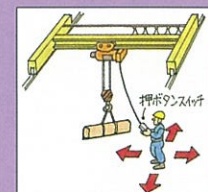
3. 玉掛けの業務の資格

使用するクレーン等の つり上げ荷重	必要な資格	根拠条文
1t以上	玉掛け技能講習を修了した者	ク則-221
	職業能力開発促進法施行規則別表第4の職業科の欄に掲げる玉掛け科の訓練(通信教育を除く)を修了した者	
1t未満	職業能力開発促進法施行規則等によるクレーン等の訓練を受けた者等	ク則-222
1t未満	玉掛けの業務に係る特別の教育を修了した者	

図3【床上操作式クレーン】

運転する者が荷の移動とともに移動するクレーン

(運転する者はクレーンの走行時も横行時も移動する)



クレーン等設置届・設置報告

種別	設置届		設置報告	
	形式・能力	根拠条文	形式・能力	根拠条文
クレーン	つり上げ荷重3トン以上 (スタッカー式は1トン以上)	ク則-5	つり上げ荷重0.5トン以上3トン未満 (スタッカー式は0.5トン以上1トン未満)	ク則-11
移動式クレーン	—	—	つり上げ荷重3トン以上 (移動式クレーンを最初に使用しようとする者)	ク則-61

凡例 ク則:クレーン等安全規則

(注) 1. 次のクレーン等については適用がありません。つり上げ荷重が0.5t未満のクレーン、又は移動式クレーン
2. 不明の点は(一社)日本クレーン協会 西中四国支部へお尋ねください。

一般社団法人 **日本クレーン協会西中四国支部**

TEL (082) 208-1881 / FAX (082) 208-1885 ホームページ <http://www.crane-nishi.com/>